

子どもたちの健やかな毎日のために

児童扶養手当

問合せ先 福祉事務所社会福祉係(窓口) ☎ 22216

父母の離婚などの理由により、父又は母と生計を同じくしていない子どもの家庭（ひとり親家庭等）の、生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

支給要件

- ① 父又は母が死亡、生死不明である子ども
- ② 父又は母が離婚した子ども
- ③ 父又は母が重度の障害を有する子ども
- ④ 父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けた子ども
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた子ども
- ⑧ 父母が不明である子ども



次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ① 父又は母が婚姻したとき（事実上の婚姻を含む）
- ② 父、母又は養育者が公的年金を受けられるとき（老齢福祉年金を除く）
- ③ 子どもが公的年金を受けられるとき又は公的年金の加算対象となるとき
- ④ 子どもが児童福祉施設等に入所したとき

「子ども目」

18歳の誕生日から最初の3月31日までの間にある方、又は20歳未満で政令の定める程度の障害を有する方です。

手当月額

手当月額が平成25年10月分から変更になりました。8月から11月分までの手当は12月に指定されている口座に振り込まれますので、ご確認ください。

	平成25年9月分まで	平成25年10月分以降
全部支給(子ども1人)	41,430円	41,140円 (290円減額)
一部支給(子ども1人)	41,420円～9,780円	41,130円～9,710円 (290円減額) (70円減額)
加算額	子ども2人目	5,000円加算 (変更なし)
	子ども3人目以降	1人につき3,000円加算 (変更なし)

所得制限があります

受給資格者、扶養義務者等の所得が限度額以上の場合は、手当の全部、又は一部が支給停止となります。詳細やご不明な点につきましてはお問い合わせください。

楽しく学ぼう食生活

問合せ先 健康増進課健康づくり係(窓口) ☎ 22217

清掃活動や、スポーツなど様々なかたちでボランティア活動は地域に貢献しています。健康づくり食生活推進協議会は食を通じてボランティア活動を行っています。各地域や学校、保育所などに出向き、料理教室や食にまつわる寸劇などで皆さまに、健康的な食生活の大切さをお伝えしています。興味のある方は一度ご連絡ください。



生涯骨太クッキング 開催します

下田市ボランティア連絡協議会では、加入団体が講師となり、ボランティアを始めたばかりの方に講座を開催しています。今回は、健康づくり食生活推進協議会が健康生活に向けたお話や、ロコモ体操、そして生涯骨太クッキングで調理と試食を行います。

日時 12月8日(日) 10時～13時

場所 中央公民館

定員 20人 **参加費** 無料

申込締切 11月29日(金)まで

申込み先 社会福祉協議会 ☎ 22294

野菜たっぷりトマトソースのパスタ

エネルギー 516kcal 塩分 2.3g

材料 1人分		
スパゲッティ(乾)	100g	ベーコン 10g
カットトマト缶	100g	固形スープの素 1/4個
玉ねぎ	30g	塩 小さじ1/6
ピーマン	15g	こしょう 少量
なす	20g	にんにくのみじん切り 少量
セロリ	5g	オリーブ油 大さじ1/2

作り方

- ①玉ねぎ、ピーマン、セロリ、なすは1cm角に、ベーコンも1cm幅に切る。
- ②鍋にオリーブ油を入れて中火にかけ、①とんにくを炒める。
- ③野菜がしんなりしたら、カットトマト缶を汁ごと加える。
- ④固形スープの素、塩、こしょうを加え、弱火で2/3量になるくらいまで煮る。
- ⑤たっぷりの湯に塩(分量外)を加えてスパゲッティを茹でる。
- ⑥スパゲッティを器に盛り、④をかける。

11月は児童虐待防止推進月間

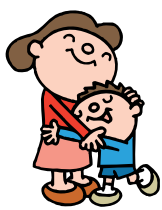
児童虐待防止には

早期発見が何より大切です

問合せ先 福祉事務所社会福祉係(窓口) ☎ 22216

「さしのべた その手が子どもの命綱」

平成25年度「児童虐待防止推進月間」標語



子どもたちは、家族や地域から温かく見守られ健やかに成長していくことが約束されています。しかし、親から虐待を受け、心や身体に傷を負ってしまう子どもが増加しています。

子どもは虐待を受けていても自分から周囲に訴えることができません。周りの人が子どものサインに気づいてあげることが必要です。

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを救う行動を起こしてください。

「おかしいな」と感じたら迷わず福祉事務所、又は地域の民生委員児童委員に連絡してください。

あなたからの連絡が子どもを守る第一歩となります。

子どもを虐待から守るための5か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)(通告は義務||権利)
- 2 「しつけのつもり」は言い訳(子どもの立場で判断)
- 3 ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行)
- 4 親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではない)

開国 航路

Vol. 12

「ともかく逃げる」

津波からの避難の鉄則です。どこへ、どのルートで、どのように避難するのか、臨機応変、状況に応じた行動を確立する必要があります。

まず、自宅からの避難路を考えなくてはなりません。各地区での避難訓練・防災訓練においてコミュニティ全体で行うことが大事です。

自宅から避難場所までのようなルートが良いのか、いくつかのルートも考える必要があります。また、避難路を妨げる要素も考慮すべきです。家屋やブロック塀の倒壊、電柱や木々の転倒、車の立往生などにより平時と違った状況への判断が瞬時に求められます。

所要時間の把握も重要です。徒歩による避難、車による避難、要援護者を伴った避難、リヤカーや車いすの利用等々の想定も必要です。持ち出す荷物の用意も必要です。東日本大震災でも、発災時に荷造りをしたり、取りに戻ったりして被災した方々が大変多かつたようです。

そして、自宅の想定と同じように、勤務先や買い物先での避難方法など、自分にありうる状況での避難方法を想定することが必要です。

それらを訓練の繰り返しによって身につけ、精度を上げていくことが必要です。状況をよく知っている場所でも発災時は動転し、思うような動きができないと思います。ましてや、観光や買い物先など、不慣れた土地では気が動転してしまつて当然です。その時、大きな声で避難誘導してくれる地元の人がいると安心です。

まず、自分がしっかり逃げられる力を持ち、他人を助けられる力を育て、避難先導者としての役割を果たすことが避難行動です。

下田市長 楠山俊介